

令和元年7月1日

鳴門市内事業者各位

鳴門商工会議所
(公印省略)

**「鳴門市プレミアム付商品券」発行に係る
取扱店舗の募集のお知らせ**

入梅の候、貴店舗におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、鳴門商工会議所では、鳴門市から委託を受けて、「鳴門市プレミアム付商品券」を期間限定で、取り扱うことになりました。

つきましては、この商品券を、物の購入や借り受け、役務の提供に対する支払手段として、ご使用いただける店舗を募集いたします。商品券の取扱店舗としての登録を、ご希望の事業者は、次項の募集要領等をご一読いただき、FAX・郵送・持参のいずれかの方法で、当方まで、申請くださいますようお願いいたします。

記

【商品券の概要】

- | | |
|------------|-----------------------------|
| (1) 名称 | 鳴門市プレミアム付商品券 |
| (2) 事業実施主体 | 鳴門市 鳴門商工会議所 |
| (3) 種類 | 500円券(10枚を1セット) |
| (4) 発行総額 | 387,500,000円(プレミアム分込み) |
| (5) 想定利用者数 | 15,500人 |
| (6) 使用期間 | 2019年10月1日(火)～2020年3月31日(火) |

【登録申込期間】

取扱店舗の募集は、本年12月20日(金)まで、受付します。ただし、使用者へ配布する鳴門市プレミアム付商品券取扱店舗一覧への掲載は、本年7月31日(水)までに市の審査を経て、登録が完了した店舗に限らせて頂きます。

以上

【申請先】

〒772-0003
鳴門市撫養町南浜字東浜165-10
鳴門商工会議所 担当：安宅
電話：(088)-685-3748
FAX：(088)-686-8080

「鳴門市プレミアム付商品券」

取扱店舗登録申請書

〒772-0003

鳴門市撫養町南浜字東浜165-10

鳴門商工会議所 担当：安宅

電話：(088) - 685 - 3748

FAX：(088) - 686 - 8080

令和元年 月 日

| | |
|-------|-----|
| 店舗名 | |
| 所在地 | 鳴門市 |
| 業種 | |
| 責任者氏名 | |
| 電話番号 | |

鳴門市プレミアム付商品券 取扱店舗募集要領

1. 趣旨

消費税及び地方消費税の10%への引き上げによる消費に与える影響を緩和するとともに地域における消費を喚起し、下支えすることを目的に、プレミアム付商品券事業を実施する。

2. 募集内容

(1) 募集対象者

鳴門市内で下記に掲げる業種を営み、プレミアム付商品券を使用できる店舗

・小売店 ・飲食店 ・サービス業 等

ただし、次の①～③に該当する店舗は除きます。

①特定の宗教団体、政治団体と直接関わる営業を行っている店舗

②役員等が暴力団、暴力団員その他の反社会的勢力と関係を有している者に該当する店舗

③商品券の使用対象にならない物品、サービスのみを取扱う店舗

(2) 募集締切日 令和元年12月20日(金)※

※ただし、使用者へ配布する「鳴門市プレミアム付商品券取扱店舗一覧」への掲載は、令和元年7月31日(水)までに、市の審査を経て、登録が完了した店舗に限ります。

3. 商品券の使用に当たっての留意事項

・商品券は、鳴門市内の取扱店舗での使用に限る。(取扱店舗の詳細は、鳴門市プレミアム付商品券取扱店舗一覧、鳴門市公式ウェブサイトでお知らせします。)

・商品券を使用するとき、おつりはもらえません。

・商品券で使用できないものは、次のとおりです。

①換金性の高いもの

(商品券、ビール券、図書券、切手、プリペイドカードなど)の購入

②土地及び家屋の購入

③風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの

④たばこ事業法第36条第1項に規定するたばこの小売販売

⑤国や地方公共団体への支払い

⑥参加店舗が使用を不可とした商品

⑦法律で商品券による購入が禁じられているもの

⑧その他、鳴門市と鳴門商工会議所が協議し、使用対象とならないと判断されたもの

- ・購入した商品券の返品、現金との交換、譲渡、転売はできません。
- ・その他、留意事項については、鳴門市 商工政策課まで、お問い合わせください。

鳴門市 経済建設部 商工政策課 TEL 088-684-1158

鳴門市撫養町南浜字東浜165-10 うずしお会館1階

4. 換金方法

(1) 換金場所

鳴門商工会議所 鳴門市撫養町南浜字東浜165-10 うずしお会館3階

(2) 換金の申込期間

本年10月1日(火)から2020年3月31日(火) 平日10時から16時

※ただし、2020年3月31日(火)は10時から14時までとする。

※換金申込期間を過ぎた、換金申込には、一切対応できませんので、あらかじめご理解のうえ、期間内での換金申込及び現金化(通帳に入金処理)を、必ず、お願いします。

(3) 換金方式 鳴門商工会議所において、徳島銀行 鳴門支店 小切手を発行する。

(4) 換金に要する費用 無料

(5) 申込手続き

裏面に店舗名を記した商品券に、以下の書類を添えて、鳴門商工会議所へ、申込ものとする。

①鳴門市プレミアム付商品券換金請求書

②商品券持参者の身元を確認できる書類(運転免許証、社員証等)

(6) その他

鳴門市の予算の都合上、換金の申込期間が2020年4月7日(火)14時まで延長されることがある。

5. 取扱店舗の遵守事項

取扱店舗は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用者が、使用期間中に、商品券を持参したときは、商品券額面分の物品販売、サービスの提供を行う。

(2) 鳴門商工会議所から登録時に配布されたステッカーやポスター、チラシ等を消費者の見やすい場所に、掲示する。

(3) 使用者から受け取った商品券は、店舗印等を、必ず、押印又は記入する。

(4) 他店の押印等あるとき及びカラーコピーなどの、不正使用の疑いがあるときは、その商品券の受け取りを拒否するとともに、速やかに、鳴門市もしくは鳴門商工

会議所まで申し出る。

- (5) 商品券の交換、譲渡、売買、再使用は禁止する。
- (6) 商品券を事業取引に使用することは禁止する。
- (7) 鳴門市もしくは鳴門商工会議所が、本事業に関して調査等を行うときは、報告等の協力をする。
- (8) その他、鳴門市及び鳴門商工会議所からの指示に従う。

6. 取扱店舗資格の喪失等

本要領に明確に違反する行為が認められた場合は、取扱店舗の登録を取り消し、場合によっては損害金の請求を行うことがある。

7. 損失等について

使用者から受け取った商品券の紛失、盗難及び換金期限切れ等による損失は、取扱店舗の責務とし、鳴門市及び鳴門商工会議所は、その損失を一切補償しない。